

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正等について

平成 27 年 11 月 18 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

平成 26 年 11 月に公表された「国債の決済期間の短縮（T + 1）化に向けたグラ
ンドデザイン」において、国債決済期間短縮化に向けた市場慣行の整備方針等が示
された。

その後、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」及び「公
社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」において、国債の決済期間の短
縮（T + 1）化に向けた市場慣行の整備方針に係る検討を行い、今般、「公社債の
店頭取引等に関するワーキング・グループ」における検討結果等を踏まえ、「国債
の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正及び「国債取引のポストトレ
ード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」の策定を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正

(1) アウトライト取引及び S C レポ取引の T + 1 化に係る市場慣行の整備

アウトライト取引及び S C レポ取引の T + 1 化を実現するために、電子的手段
の活用等による事務効率化を図り、所定の各事務プロセスにおける目標時限を設
定することを推奨する。

(2) 銘柄後決め方式 G C レポ取引（C C P 利用）に係る市場慣行の整備

G C レポ取引の T + 0 化を実現するために、銘柄後決め方式 G C レポ取引（C
C P 利用）について、2 回目の債務引受の申込時限までに割当を進捗させるため
の市場慣行を設ける。

2. 「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」 の策定

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」に定める取引に係る約定から
決済照合までに事務のうち、出来通知の授受、約定照合データの授受及び約定照
合の電子化、並びに、バイラテラルのペイメント・ネッティング照合通知の標準
化及びバイラテラルのペイメント・ネッティング照合の電子化に係る実務の取扱
いを定める。

III. 施行の時期

この改正は、国債の決済期間の短縮（T + 1）化の実施日（平成 30 年度上半期を
目途）から施行する。

以 上

主な改正点

平成 27 年 11 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

1. RTGSガイドラインの改正関係

(1) アウトライト取引及びSCレポ取引のT+1化に係る市場慣行の整備

●約定照合・ネッティングに係る目標時限の変更・新設

＜ガイドライン案＞(新旧対照表：2頁Ⅰ. 6. (1)、4頁Ⅳ. 1. (4)、7頁別紙を参照)

- ・ 約定照合に必要な情報の授受時限の新設：午後 4 時 30 分
- ・ ネッティング有りの場合における約定照合時間等の変更
 - 約定照合：【変更前】午後 3 時 30 分～午後 3 時 45 分頃
 - ⇒【変更後】午後 4 時 30 分～午後 4 時 45 分頃
 - ネッティング照合通知交換時刻：【変更前】午後 4 時
 - ⇒【変更後】午後 5 時
 - ネッティング照合実施時刻：【変更前】午後 5 時
 - ⇒【変更後】午後 5 時 30 分
- ・ ネッティング無しの場合における約定照合時刻：【変更前】午後 6 時 30 分
- ⇒【変更後】午後 5 時 30 分

(2) GCレポ(T+0)取引に係る市場慣行の整備

●銘柄後決めGCレポ取引(CCP利用)導入に伴う市場慣行の整備

＜ガイドライン案＞(新旧対照表：1頁Ⅱ. 4. (1)⑨を参照)

- ・ 銘柄後決めGCレポ取引(CCP利用)について、2回目の債務引受の申込み時限までに約定した取引については、2回目の決済時限までの決済を進捗させるべく努める。
- ・ 日本証券クリアリング機構(以下「JSCC」という)が決済に関しルールを定めた取引については、RTGSガイドラインにかかわらず、当該ルールに従うこととされている(現行RTGSガイドラインⅡ. 6. (9))ことから、銘柄後決め方式GCレポ取引(CCP利用)についての新たな規定は設けない。
- ・ JSCCの「国債取引の決済期間の短縮化に伴う国債店頭取引清算業務に係る制度要綱」等では、割当て可能残高通知(ポジティブリスト)の作成方法につき、以下の留意事項を記載している。
 - ① リストの作成に際して割当て不足が生じないように留意すべきこと
 - ② 銘柄割当て後の決済を速やかに実行すべきこと

2. 「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」の 制定関係

- ・「機関投資家や信託銀行と証券会社等の間のフロント照合及び出来通知データの授受等の実務に関する取扱指針」（以下「フロント照合指針」という。）及び「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」（以下「バック照合指針」という。）を廃止し、両者を統合した「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」（以下「ポストトレード指針」という。）を制定する。
- ・それぞれの指針の対象範囲は下表のとおりである。

（表１）フロント照合指針とポストトレード指針の対象範囲

	フロント照合指針		ポストトレード指針	
	フォーマット	授受手段	フォーマット	授受手段
レポ取引（下記以外）			△	△
レポ取引（レポ信託 （三者間取引））	△	△	△	△
レポ取引（二者間取引で 機関投資家が当事者の 場合）	△	△	△	△
アウトライト取引	×	×	△	△
非居住者	×	×	×	×
リテール			×	×
決済代行	×	×	×	×

（表２）バック照合指針とポストトレード指針の対象範囲

	バック照合指針		ポストトレード指針		
	ネットティング照合		約定照合	ネットティング照合	
	フォーマット	授受手段	授受手段	フォーマット	授受手段
レポ取引	△	△	△	△	△
アウトライト取引	△	△	△	△	△
非居住者	×	×	×	×	×
リテール	×	×	×	×	×
決済代行	×	×	×	×	×

（注）△…適用対象（例外有）であるもの

×…適用対象外であるもの

空欄…特段明記されていないもの

太枠…ポストトレード指針で新たに対象となるもの

以 上

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正について

平成 27 年 11 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

改 正 案	現 行
I. 総論 1. 目的 (第六段落まで、現行どおり) <u>平成 26 年 11 月には、上記「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」は「国債取引の決済期間の短縮 (T + 1) 化に向けたグランドデザイン」を公表した。</u> <u>これを踏まえ、平成 27 年 11 月、本ガイドラインについて改正を行い、○年○月○日から実施することとした。</u> (以下、現行どおり) 2. 実施時期 本ガイドラインの実施日は、<u>国債のアウトライト取引における標準的な決済期間が T + 1 となる平成○年○月○日とする。</u> II. 決済の円滑化に関するガイドライン (現行どおり) 1. ～ 3. (現行どおり) 4. 決済日における市場参加者の行動指針 (1)①～⑧ (現行どおり) <u>⑨ 国債レポ取引のうち、当事者間で具体的な銘柄を特定しない 形で約定した後、株式会社日本証券クリアリング機構において債務引受け及び銘柄の割当が行われるもの (銘柄後決めレポ取引) に関しては、⑧の規定に拘わらず、決済日当日の銘柄後決めレポ取引に係</u>	I. 総論 1. 目的 (第六段落まで、省略) (新 設) (以下、省略) 2. 実施時期 本ガイドラインの実施日は、<u>平成 27 年 10 月 13 日とする。</u> II. 決済の円滑化に関するガイドライン (省 略) 1. ～ 3. (省 略) 4. 決済日における市場参加者の行動指針 (1)①～⑧ (省 略) (新 設)

改 正 案	現 行
<u>る 2 回目の債務引受けの申込時限までに約定した取引について、当日 2 回目の決済時限までに決済を終了させることが望ましい。</u> <u>なお、2 回目の債務引受けの申込期限後に約定した取引についても決済日当日において円滑に決済が進むよう当事者間で誠実に対応するものとする。</u> (2)～(4) (現行どおり) 5. 預り口等の決済の円滑化 (現行どおり) 6. 決済円滑化に係る留意事項 <u>(1) 市場参加者は、約定日の翌営業日以降に決済日とする取引を行った場合には、極力決済日前営業日の午後5時30分までに約定照合を完了^(注4)させることが望ましい。なお、この取扱いは、決済日前営業日の午後5時30分以降に約定照合を行うことを妨げるものではない。ただし、その場合、決済日当日において円滑に決済が進むよう当事者間で誠実に対応するものとする。</u> <u>(注4) 株式会社証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。</u> <u>(2) 市場参加者は、「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」に沿って、事務を行うことが期</u>	(2)～(4) (省 略) 5. 預り口等の決済の円滑化 (省 略) 6. 決済円滑化に係る留意事項 (新 設) (新 設) <u>(1) 決済量が大量となる市場参加者においては、決済情報を自社のコンピュータで処理し、日銀ネットを通じ国債及び資金の残</u>

改 正 案	現 行
<u>待される。</u> <u>また、決済情報については、</u>コンピュータで処理し、日銀ネットを通じ国債及び資金の残高を確認のうえ、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい（日銀ネットとの CPU 接続も有効な方策と考えられる。）。	高を確認のうえ、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい（日銀ネットとの CPU 接続も有効な方策と考えられる。）。
<u>(3)</u> 日本銀行では、国債決済の RTGS 化に伴う資金需要の増加に対応するため、日中流動性を供与するための DVP 同時担保受払機能を設けている。各市場参加者は同機能を活用するなどして資金不足による決済の遅れが発生しないよう対応することとする。 ただし、同機能を利用する際は、担保の掛け目分の資金（不足分）を事前に確保しておくことに留意する。	<u>(2)</u> (同 左)
<u>(4)</u> 市場参加者は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信に当たり、国債残高が不足をするような送信を行わないこととする。	<u>(3)</u> (同 左)
<u>(5)</u> 国債と資金が別に動く決済（FOP 決済）及び書面決済については、DVP 決済と比べて決済リスクが高いうえ、国債と資金の残高管理及び決済のタイミング等を総合的に判断して行うこととなるため、そのコントロールには相応の負荷が予想される。したがって、DVP 決済が可能な市場参加者については、できる限り DVP 決済を行うこととする。	<u>(4)</u> (同 左)
<u>(6)</u> 国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の先日付入力は、決済日当日	<u>(5)</u> (同 左)

改 正 案	現 行
に残高不足を発生させないように留意する。 <u>(7)</u> 利子配分先変更処理（事前入力分）において、利子計算用残高不足とならないよう留意する。 <u>(8)</u> 利子配分先変更依頼（即時分）は、速やかに入力を行うものとする。 <u>(9)</u> 利子配分先変更終了・取消（終了・取消区分：終了）を行う場合には、必要な利子配分先変更処理が受け・払いともに完了したことを確認した上で行うものとする。 <u>(10)</u> 日本銀行又は株式会社日本証券クリアリング機構が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン 1. ～7. （ 現行どおり ） Ⅳ. 二当事者間におけるネッティングに関するガイドライン 1. 標準的なネッティング・スキーム （ 現行どおり ） (1)～(3) （ 現行どおり ） (4) 対象となる取引の約定照合時限 受渡日を基準とし、受渡日前営業日の午後 4 時 30 分までに約定照合に必要な情報	<u>(6)</u> （ 同 左 ） <u>(7)</u> （ 同 左 ） <u>(8)</u> （ 同 左 ） <u>(9)</u> （ 同 左 ） Ⅲ. フェイルに関するガイドライン 1. ～7. （ 省 略 ） Ⅳ. 二当事者間におけるネッティングに関するガイドライン 1. 標準的なネッティング・スキーム （ 省 略 ） (1)～(3) （ 省 略 ） (4) 対象となる取引の約定照合時限 受渡日を基準とし、受渡日前営業日の約定照合時限の目安（午後 3 時 30 分から午

改 正 案	現 行
の授受を完了し、午後 4 時 30 分から午後 4 時 45 分までに約定照合が完了した取引を対象とする。 (削 除) (5)～(10) (現行どおり) 2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング (1)～(4) (現行どおり) 3. 事務手続き (1) (現行どおり) (2) ネットティングの照合通知 受渡日前営業日の午後 5 時までに両当事者で合意したネットティング対象取引を照合通知に記載し、相互に同通知を送付する。照合通知については、別途、「<u>国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針</u>」で定める様式を利用するものとする。 (3) ネットティングの照合時限 受渡日前営業日の午後 5 時 30 分までに照合を完了する。 (4) 照合通知の送付方法 当事者間の合意に基づく方法を利用する^(注 9)。	後 3 時 45 分) までに約定照合が完了した^(注 5)取引を対象とする。 (注 5) <u>（株）証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。</u> (5)～(10) (省 略) 2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング (1)～(4) (省 略) 3. 事務手続き (1) (省 略) (2) ネットティングの照合通知 受渡日前営業日の午後 4 時までに両当事者で合意したネットティング対象取引を照合通知に記載し、相互に同通知を送付する。照合通知については、「<u>相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針</u>」で定める様式を利用するものとする。 (3) ネットティングの照合時限 受渡日前営業日の午後 5 時までに照合を完了する。 (4) (同 左)

改 正 案	現 行
(注9) 具体的な送付方法の例については、「<u>国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針</u>」を参照。 (5) (現行どおり) (6) 異議の通知 内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の<u>午後5時30分</u>までに最終的に正しい照合通知を送付することにより、照合を完了させることとする。 (7) (現行どおり) 4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係 (現行どおり) 5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて (現行どおり) 付 則 この改正は、国債の決済期間の短縮（T＋1）化の実施目標時期（平成30年度上半期の間を目途）から実施することとする（本協会において国債の決済期間の短縮（T＋1）化の実施日を決定次第、改正日を定める。）。	(注9) 具体的な送付方法の例については、「<u>相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針</u>」を参照。 (5) (省 略) (6) 異議の通知 内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の<u>午後5時</u>までに最終的に正しい照合通知を送付することにより、照合を完了させることとする。 (7) (省 略) 4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係 (省 略) 5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて (省 略)

(図表) 事務処理時限の目安					備 考
事務プロセス	標準的なT + 1 以上の 決済期間の取引		左記以外 (T + 0 決済の取引を含む)		「別紙」 として 新 設 す る。
決済日前営業日					
ネットティング有り					
約定照合に必要な情 報の授受	午後 4 時 30 分 (※ 1)	IV. 1. (4)			
約定照合	午後 4 時 30 分 ～午後 4 時 45 分頃	IV. 1. (4)			
ネットティング照 合通知交換	午後 5 時	IV. 3. (2)			
ネットティング照 合実施	午後 5 時 30 分	IV. 3. (3)			
ネットティング無し					
約定照合	午後 5 時 30 分	II. 6. (1)			
決済日当日					
コアタイム	午前 9 時 ～午後 4 時 30 分	II. 3. (2)②	午前 9 時 ～午後 4 時 30 分	II. 3. (2)②	
決済終了目標	正午	II. 4. (1)⑧	正午	II. 4. (1)⑧	
カットオフ・タ イム	午後 2 時	II. 3. (1)③	午後 2 時	II. 3. (1)③	
リバーサル・タ イム	午後 2 時 ～午後 4 時 30 分 (※ 2)	II. 3. (2)②	午後 2 時 ～午後 4 時 30 分 (※ 2)	II. 3. (2)②	
(※ 1) 当該時限を過ぎたものは相対ネットティングなしとすることが考えられる。					
(※ 2) 元利払対象銘柄（供託口に係る振替を除く。）のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後 3 時までに行う。					

(参考) 日本証券クリアリング機構 (JSCC) における決済時限

取引種類	対象決済	渡方清算参加者と JSCC との決済	JSCC と受方清算参 加者との決済
アウトライト取引	当初決済分	午後 1 時 30 分	午後 2 時
銘柄先決めレポ取引	フェイル解消分		
銘柄後決めレポ取引	1 回目の銘柄割当て 及びエンド/unwind 分	午前 10 時 30 分	午前 11 時
	フェイル解消分		
	2 回目の銘柄割当て 分	午後 1 時 30 分	午後 2 時
	3 回目の銘柄割当て 分	午後 3 時 30 分	午後 4 時